

令和5年第1回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和5年1月6日（金）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 4階北会議室

出席一覧表

地区名		農業委員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠	役職
東部地区	古市	京谷理史	○			会長
		古澤義夫	○			
		松永年實	○			
				森本元昭	○	
	西浦	水本幸男	○			副会長
		三田茂明	○			
		葉山昌男	○			
				梅谷忠道	○	
	駒ヶ谷	植野純央	○			
		堀内利弘	○			
		吉田繁	○			
				吉田隆美	○	
西部地区	埴生	鬼追章浩	○			
				松山敏行	×	
	高鷲	奥野晋也	○			副会長
		内本正美	○			
	丹比	小池良夫	○			
		大谷章	○			
				白樫保雄	○	

出席委員 (農業委員 14名) (推進委員 4名)

欠席委員 (農業委員 0名) (推進委員 1名)

農業委員会事務局

金森 淳 白樫明広 葉山浩章

案 件

報告第1号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	4件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農用地利用集積計画書の承認について	1件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 13 : 45】

事務局 それでは、皆さんお揃いですので、ただいまより、令和5年第1回の農業委員会定例会を開催させていただきます。
出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。
それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長 皆さんあけましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願いいいたします。今年も年末年始、気候も穏やかで皆様におかれましては穏やかなお正月を迎えられたことと思います。また、第8波のコロナの感染数も増えてきておりますので、引き続きご注意をお願いいたします。この農業委員会につきましては、このメンバーでの会議、今年の7月19日までであるということなので、あと7か月ございます。各それぞれの地区で、実行委員長の会議等で次の役員さんに向けて話し合いがされておりますので、ご相談があればご協力の方よろしくお願いいいたします。
それでは、本日の会議の方進めさせていただきます。
それでは、事務局の方から案件の概略説明よろしくお願いいいたします。

事務局 それでは、令和5年第1回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。

初めに、報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、高鷲地区3件、丹比地区1件、の計4件です。

次に、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、駒ヶ谷地区1件です。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、駒ヶ谷地区1件です。

次に、議案第2号農用地利用集積計画書の承認について、西浦地区1件です。

以上が本日ご審議いただきます案件については、報告案件が5件、議案案件が2件の合計7件となります。

なお、本日欠席の委員は、埴生地区の松山委員

それでは議長、ご審議の程よろしくお願いいいたします。

京谷議長 本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

京谷議長 それでは、本日の議事録署名委員を梅谷委員さんと大谷委員さんをお願いします。よろしくをお願いします。

まず、報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 第5条第1項第7号の規定による届出について、4件続けてご説明させていただきます。この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。

1件目です。地図「5条届」をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、南恵我之荘五丁目887番2 地目は、田。 面積は、727㎡

譲渡人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的は、分譲住宅です。

現地確認委員さんは、内本委員さんです。

2件目です。地図「5条届」をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、島泉七丁目68番4、地目は、田。 面積は、165㎡

譲渡人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的は、露天駐車場です。

現地確認委員さんは、奥野副会長さんです。

3件目です。地図「5条届」をご参照ください。

地区名は、丹比地区です。

申請地は、野486番5 地目は、田 面積は、636㎡

譲渡人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的は、露天駐車場です。

現地確認委員さんは、白樫委員さんです。

4件目です。地図「5条届」をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、高鷲六丁目 378 番 田 面積は、418 m²
高鷲六丁目 379 番 1 田 面積は、1,062 m²

譲渡人、●●●●●●●●●● 様

譲受人、●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●● 様

転用目的は、露天資材置場です。

現地確認委員さんは、奥野副会長さんです

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたのでご報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

京谷議長 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明させていただきます。これは、小作契約を合意の上、解約した旨、農業委員会に通知するものです。

地図（案件位置図）「18条通知」をご参照ください。

地区名は、駒ヶ谷地区です。

通知所在地、駒ヶ谷824番 地目は、田 面積は、317 m²

駒ヶ谷826番 地目は、畑 面積は、743 m²

貸し手、●●●●●●●●●● 様

借り手、●●●●●●●●●● 様

解約目的は、高齢により耕作不能です。

現場確認委員さんは、植野委員さんです。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたのでご報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

京谷議長 農地法第18条第6項の規定による通知について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、議案第1号農地法3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請につきまして説明させていただきます。
本件は、農地の所有権移転を行うものです。

地図の「3条許可」をご参照ください。地区名は、駒ヶ谷地区

申請地 駒ヶ谷176番 田 119㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の世帯耕作面積は、6,167㎡となります。

譲受人の農作業歴は20年で、奥様と二人で耕作をされています。

農機具につきましては、草刈機、耕運機、軽トラックを所有されています。

現在も所有農地で農業をされており、申請地の所有権移転後も有効利用ができるものと考えます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

京谷議長

駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員

12月25日に現地に確認に行ってみりました。駒ヶ谷駅と大黒寺の間にありまして、住宅と若干のブドウ畑、●●さんの南側にありまして、かねてから、他にも購入されて、建物が建つと、暗くなる。本人も欲しがっていた。今般、●●さんと話をされて購入して耕作地になりました。その土地はそれ程広くなく雑草が多少生えているが、譲受人の●●さんは家庭菜園にしか使えないのでそれでやっていく、特に問題ないと思います。

京谷議長

地元委員さん、異議ないようです。地区委員さんいかがですか。

地区委員

異議なし

京谷議長

地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員

異議なし

京谷議長

異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長

次に、議案第2号農用地利用集積計画書の承認についてですが、小池委員のご親族の案件となりますので、小池委員にはご退席をお願いいたします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号農用地利用集積計画書の承認について

羽曳野市長から、農用地利用集積計画書の承認に係る諮問がありましたので、これに対して意見を提出するものです。農用地利用集積計画について説明させていただきます。

地図の「利用集積計画」をご参照ください。

